

# いじめ防止等のための基本的な方針

平成29年4月

令和元年5月改訂

令和5年3月改訂

茅野市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向	2
1 いじめ問題に対する基本姿勢	2
2 いじめとは	2
(1) いじめの認知	2
(2) 見えにくいいじめ	3
(3) いじめの背景	3
二 いじめ防止に関する各校の具体的対応	4
1 未然防止の取組～いじめを生まない、許さない学校づくり～	4
2 早期発見の取組～軽微ないじめも見逃さない学校づくり～	4
3 早期対応の取組～一人で抱え込まず、組織一丸となって取り組む学校づくり～	5
4 重大事態への対応～いじめを繰り返さない学校づくり～	6
三 いじめ対応の市の取組	7
1 茅野市教育委員会の取組	7
2 茅野市いじめ問題対策連絡協議会	8
3 学校支援委員会	9
4 いじめ問題調査委員会	9
四 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
【別紙1】心のよつばのクローバープラン	11

## はじめに

いじめは、児童生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を感じさせるなど、解決が困難な事案につながるおそれのある深刻な問題です。

いじめはどの子にも、どの集団においても起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。また、児童生徒の集団の中にいじめがあるということは、いじめを受けた児童生徒だけの問題ではなく、いじめを行った児童生徒、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした児童生徒を含むすべての児童生徒の心身の健全な発達の大きな妨げとなります。

そのため、いじめ問題への取り組みは、すべての児童生徒を対象に、それを取り巻くすべての学校の教職員、保護者、地域の皆さんが自らの問題として切実に受け止め、一枚岩となって徹底して取り組むべき重要な課題です。

茅野市では、平成25年1月、子どもとその家庭を支援・応援することについて基本理念を定めて、安心して子どもを産み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備して、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現を目的として、「茅野市たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例」を施行しました。条例第16条においては、「市は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待の被害及び子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めるものとする。」と規定し、その実現に向けて取り組むことを決意しました。

このたび、いじめ問題の克服に向けて、茅野市では、学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）第12条に基づき、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定します。

この基本的な方針をもとに、すべての児童生徒が毎日安心して学習やその他の活動ができるよう、学校や家庭、地域その他の関係者が、学校や地域の実情に応じた、より実効的ないじめ問題への取組を計画・立案・展開されることを期待します。

平成29年4月  
茅野市教育委員会

## 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

### 1 いじめ問題に対する基本姿勢

- (1) すべての児童生徒が、いじめを許さず、自分も相手も大切にし、心の通い合う温かな人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組み、「居場所・生きがい・存在感」を感じられるようになることを目指します。また、茅野市で大切にしている「心のよつばのクローバープラン【別紙1】」を推進することにより、いじめ等の問題行動を抑止する力とします。
- (2) 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめの未然防止に努めるとともに、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- (3) いじめを受けた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒に寄り添い、学校、家庭、関係機関が連携し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

### 2 いじめとは

#### (1) いじめの認知

##### ○いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

##### ○文部科学省のいじめの定義

当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

学校では、上記「いじめ防止対策推進法」及び「文部科学省」の定義に基づき個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断はいじめられた児童生徒の立場に立ち、本人の周辺の状況等を客観的に確認したりするなどして複数の教員で行います。

そのため、いじめられた児童生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要です。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつけることが重要です。

## (2) 見えにくいいじめ

いじめの行為には様々なものがありますが、代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などです。これらは行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的によくあることです。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感がつのり、精神的に追い込まれていくことがあります。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、警察に通報する必要がある事案にエスカレートしていく危険性もあります。

いじめは大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけや遊び、よくあること等と判断して見逃してしまったりすることもあります。さらに、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えないこともあります。

見えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが必要です。

## (3) いじめの背景

いじめは次のような児童生徒を取り巻く環境要因が背景として考えられます。

- 社会全体の「私事化」の進展に伴い、人々を集団や人間関係へと伝統的につなぎとめてきた絆にゆるみが現れてきた。そのため、公共性や他者に無関心になる傾向が出現し、自分を大切にするあまり、私益が突出し、公益が軽視される傾向が強まっている。
- 児童生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえていない。
- 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。
- 心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。
- 情報化社会の進展による児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話等が児童生徒の問題行動を引き起こす要因となってきた。

## 二 いじめ防止に関する各校の具体的な対応

茅野市内各校では、すべての児童生徒が、いじめを許さず、自分も相手も大切にし、心の通いあうあたたかな人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組み「居場所・生きがい・存在感」を感じられる学校・学級づくりを目指しています。

そのために、各学校で「いじめ防止等のための基本的な方針」を定め、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」を柱として、いじめの重篤化を防ぐために、いじめ問題へのより実効的な取組を進めていきます。

### 1 未然防止の取組 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

「発生してから対応する（事後対応）」という考え方からの転換を図り、いじめの起こりにくい学校、学級、部活動等の集団作りを進め、すべての児童生徒を対象に、互いを尊重し合う態度や心の通い合う人間関係を構築する能力を養えるようにすることを大切にしていきます。

(1) 「心のよつばのクローバープラン」のもと、子どもの心を育てる取組を推進し、子どもが安心して生活できる学級・学校風土を創出します。

- ①「心豊か」 子どもの心情・課題を大切にされた考え、議論する道徳教育の充実を図る。
- ②「たくましく」 認められ、自己有用感が高まる生活づくり、生徒指導の充実を図る。
- ③「やさしい」 仲間・集団作りと差別・偏見を生まないいじめ対策を推進する。
- ④「夢のある」 多様性を包み込む学校づくりに取り組む。

(2) 教職員の意識向上と組織的対応を徹底します。

- ①「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- ②「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化を図る。
- ③コミュニケーションを図りやすい、風通しのよい職場環境づくりを進める。

(3) いじめを許さない指導の充実を図ります。

- ①いじめに関する授業を実施する。
- ②校長講話（全校集会）で、いじめ・人権に関する講話を実施する。
- ③人権週間で、友達との関わりについて考える機会を設ける。

(4) 保護者、地域、その他関係者との共通理解の形成を図ります。

- ①「学校いじめ防止基本方針」の理解を促進する。

## 2 早期発見の取組 ～軽微ないじめも見逃さない学校づくり～

学校、家庭、地域の大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で児童生徒を見守り、いじめにいち早く気づき、迅速な対応に結びつけることが大切です。

### (1) いじめの定義の正しい理解に基づくいじめを認知していきます。

- ①教職員の人権感覚の育成、いじめの定義に対する共通理解を促進する。
- ②「学校いじめ対策委員会」によるいじめ認知の徹底を図る。

### (2) 子どもの様子から初期段階のいじめを素早く認知します。

- ①学級担任、教職員による毎日の観察や声がけと様子を観察する。
- ②学級担任等による定期的な個人面談を実施する。

### (3) 子どもからの訴えを確実に受け止める体制を構築します。

- ①校内こどもサポートセンターの設置と相談窓口の子どもや保護者へ周知する。
- ②定期的ないじめに関するアンケート調査やQU検査を実施する。
- ③「SOS の出し方に関する教育」を実施する。
- ④「心の相談ポスト」「人権ミニレター（法務局）」を実施する。

### (4) 保護者、地域、その他関係者からの情報提供を受けていきます。

- ①保護者相談、面談、家庭訪問等を実施する。
- ②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による保護者相談を実施する。
- ③PTA、学校運営協議会（コミュニティー・スクール）委員、民生児童委員等からの情報提供を受ける。

## 3 早期対応の取組～一人で抱え込まず、組織で一丸となって取り組む学校づくり～

学校でいじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応することが不可欠です。そのため関係する児童生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について、職員で共通理解していくことを大切にします。

### (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応を徹底します。

- ①軽微ないじめや児童生徒間のトラブルも、教職員等から校長への報告を徹底する。
- ②教職員からの報告を受けての対応方針の決定と組織による対応を図る。
- ③対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言を行う。

**(2) 被害児童生徒の心情に寄り添い、安全確保と不安解消を図ります。**

- ①被害児童生徒の身の安全と安心を最優先に図る。
- ②つらさや悔しさを十分に受け止め、全力で守り通す姿勢で対応する。
- ③いじめが解消したと見られる場合も、その後の様子に十分な注意を払い、継続的に指導する。
- ④人間関係の改善に向けた支援を行う。

**(3) 被害者児童生徒の保護者の理解に基づき対応します。**

- ①事実を正確に伝え、問題解決に向けた具体的な取組の方針の理解を図る。
- ②毎日の学校生活の状況等について、保護者と継続的に連絡をとる。

**(4) 加害児童生徒に適切に指導します。**

- ①いじめの事実関係、背景、理由などの事実確認を行い、事実の認識を図る。
- ②いじめは人権を侵害する許されない行為であることを理解させる。
- ③組織的・計画的な指導及び観察を継続的に行う。
- ④いじめが犯罪行為として認められた場合は、警察と連携して対処する。

**(5) 加害児童保護者の理解に基づき対応します。**

- ①事実を正確に伝え、問題解決に向けた具体的な取組の方針の理解を図る。
- ②いじめは許されるものではないことを伝える。
- ③保護者としての責任の果たし方について、学校と一緒に考え、児童生徒の立ち直りを目指す。

**(6) 教育委員会へ報告し、教育委員会と連携して対応に当たります。**

- ①「いじめ防止対策推進法」(第23条第2項)に基づき、学校は教育委員会へ報告する。
- ②「いじめ防止対策推進法」(第24条)に基づき、教育委員会は必要に応じて学校に必要な支援を行う。

**(7) その他**

- ①被害、加害児童生徒、保護者などの心のケアのために、必要に応じてスクールカウンセラーとの面接、相談を行う。
- ②被害者、加害者、観衆、傍観者(いじめ集団の四層構造)に基づき、それぞれの児童生徒への指導、心のケアを図る。

#### 4 重大事態への対応～いじめを繰り返さない学校づくり～

いじめ防止対策推進法に規定する次のような重大事態が発生した場合は、いじめられた児童生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応することが必要です。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 児童生徒が自殺を企画した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査。
- 三 その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった場合。

##### (1) 重大事態発生を判断します。

- ①教職員による「重大事態」の定義の確実な理解を図る。
- ②重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告する。

##### (2) 被害児童生徒の安全確保と不安解消のための支援をします。

- ①学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援を行う。
- ②被害児童生徒の保護者へ対応方針及び対応経過の説明を行う。
- ③外部専門家や関係機関等と連携した支援を行う。

##### (3) 加害児童生徒の更生に向けた指導及び支援を行います。

- ①いじめの行為に対する教職員の毅然として指導する。
- ②加害児童生徒の保護者への説明や協力関係を構築する。
- ③教職員やスクールカウンセラー等による更生への支援を行う。
- ④警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援を行う。

##### (4) 他の保護者、地域、関係機関等と連携して問題解決を図ります。

- ①保護者・PTAの協力体制により問題解決を図る。
- ②学校支援チーム（地域、警察、福祉等の関係機関）を招集し、地域と一体となって問題解決を図る。

(5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と調査報告を行います。

- ①「茅野市いじめ問題調査委員会」の調査へ協力する。
- ②被害児童生徒の保護者に対する調査結果に関する情報を提供する。
- ③市長・教育委員会への調査報告を行う。
- ④「茅野市いじめ問題再調査委員会」の調査へ協力する。

### 三 いじめ対応の市の取組

いじめは、教育を受けたり、心身の健やかな成長を保障されたりするという子どものもつ権利を侵害し、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがある、決して許されない行為です。

茅野市としても、いじめは、いつでも、どこでも、どの子どもにも起こり得るものであるとの認識の下、いじめ問題に真摯に向き合い、ともに連携を図りながら、将来にわたっていじめの防止等の取組を確実に推進していく必要があると考えています。

#### 1 茅野市教育委員会の取組

##### (1) 相談体制の充実

こども課に、茅野市こども・家庭総合支援拠点「育ちあいちの」を設置し、いじめを含めた学校生活の不安や友達関係の不安などの相談を受ける体制をつくり、子ども・家庭からの相談を受けています。「育ちあいちの」には、総合こどもサポートコーディネーター（学校との連絡調整）、家庭児童相談員、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士などが配置されていて、子ども・保護者からの相談に応じています。また、学校教育課でも教育支援指導主事が同様の相談に応じています。

##### (2) 学校支援体制の充実

学校教育課内に、いじめ対応の教育指導主事を配置し、全小中学校の組織体制や取組状況を確認したり、全小中学校からの報告、相談に応じ、特に解決が困難な事案に対する助言等を行ったりして、学校のいじめに対する適切な初期対応や継続指導を確実なものとしています。

また、必要に応じて、社会福祉等の諸課題に対して専門的な助言指導ができるスクールソーシャルワーカーと、子どもの心のケアや教職員への支援を行うスクールカウンセラーを学校に派遣し、それぞれの専門性に応じた支援を行うようにしています。

さらに、弁護士（スクールロイヤー）や生徒指導の専門家への相談も行っています。

### (3) いじめ事案の報告

いじめ事案について、組織的な対応が適切に行われるとともに、学校と教育委員会が情報を共有し、必要な連携が図られるように、学校から教育委員会への報告を毎月行っています。

### (4) いじめ対応の保護者への周知

子どもや保護者が一人で悩むことがないように、いじめを含めた学校生活や友達関係の不安などの相談窓口や相談に応じる専門スタッフ、相談状況に応じた関係機関との連携、支援のフォローアップなどをパンフレットして各家庭に配付しています。

### (5) いじめ防止に向けた教職員研修の実施

いじめの定義、いじめの重大事態等や、いじめ防止につながる生徒指導について研修し、いじめ未然防止や早期発見、チームによるいじめ対応等についての研修を積んでいきます。

## 2 茅野市いじめ問題対策連絡協議会

「いじめ防止対策推進法」(第14条第1項)に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処を総合的かつ効果的に推進するための組織を設置し、子どもが健全に成長できる環境を整備するために「茅野市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を令和4年に整備し、令和5年度から施行しました。これは、すべての子どもが毎日安心して学習やその他の活動ができるよう、学校、家庭、地域、その他関係者等が連携を強化し、いじめ問題の克服に向けてより実効的な取組を行うことを目的としています。

## 3 茅野市学校支援委員会

「いじめ防止対策推進法」(第14条第3項)に基づき、「茅野市学校支援委員会」を教育委員会の附属機関として設置しています。ここでは、各小中学校から教育委員会に毎月報告される「いじめ状況報告書」の内容確認を行い、子どもの状況、学校の対応、学校の方針などについて、専門的な見地から、子どもの側に立って助言及び指導を行っていただいています。

## 4 茅野市いじめ問題調査委員会

「いじめ防止対策推進法」(第28条第1項)に基づき、「茅野市いじめ問題調査委員会」を設置しています。「いじめ防止対策推進法」(第28条)に規定される重大事態が発生した場合に、速やかに「茅野市いじめ問題調査委員会」を設置し、重大事態に係る事実関係を明確にするために調査及び審議を行い、その結果を教育委員会に答申し、教育委員会が市長に報告するものです。

「いじめ防止対策推進法」(第 30 条第 2 項)に基づき、必要に応じて市の附属機関として、「茅野市いじめ問題再調査委員会」を設置します。市長の諮問に応じ、「茅野市いじめ問題調査委員会」の調査結果について、必要な調査を行い、その結果を市長に答申し、市長は議会と教育委員会に結果を報告することとなっています。

#### **四 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

茅野市は、当該基本方針の策定から 3 年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

茅野市教育委員会は設置する市内 13 校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表します。

**心豊かで たくましく やさしい 夢のある人づくりの茅野市教育**

子どもたちの心情・課題を大切にした  
考え、議論をする道徳

心豊かで

認められ、自己有用感が高まる  
生活づくり 生徒指導

たくましく

やさしい

仲間・集団づくりと  
ソーシャルポンドを基礎とした  
いじめ対策

夢のある

多様性を包みこむ学校づくりと  
ていねいな支援体制  
不登校への対応

子ども、家庭、学校を支援する  
こども・家庭総合支援拠点

育ち あい ちの

**心のよつばのクローバープラン**

心の教育を大切にしています